

# AKIBA\_SQUARE

## アキバ・スクエア利用規約

アキバ・スクエアのお申込みとご利用にあたり、以下の事項を遵守いただきますようお願い申し上げます。

### ■利用申込書の提出期日

利用決定のご連絡をいただいてから5営業日以内に催物概要書を添えご提出ください。

### ■利用料金の支払

以下に指定される期日等に従い、会場基本使用料及び各種利用料金等を現金にて指定する金融機関預金口座へ振込みによりお支払いください。尚、契約書締結日において、既に所定の支払期限を過ぎている場合は請求書に記載される期日までのお支払いとなります。

	支払期日	支払金額
事前	利用承認通知書発行後、指定期日まで	会場基本使用料20%相当額
	利用開始日の3ヶ月前まで	会場基本使用料30%相当額 (累計で50%)
	利用開始日の1ヶ月前まで	会場基本使用料50%相当額 (累計で100%)
事後	利用終了後の1ヵ月以内	時間延長・設備使用料・他

### ■利用権の譲渡・転貸

当施設の利用権の全て又は一部を第三者に譲渡・転貸することはできません。

### ■利用の取消し

利用を取消す場合は、以下に指定されるキャンセル料を指定された期日までにお支払いください。尚、既に納入されている利用料金についてはキャンセル料として充当いたします。また、会場設営等各種サービスの準備により費用が発生している場合は、別途実費をご請求いたします。

利用取消日	キャンセル料
利用開始日の12ヶ月から3ヶ月前の前日まで	会場基本使用料の20%の金額
利用開始日の3ヶ月から1ヶ月前の前日まで	会場基本使用料の50%の金額
利用開始1ヶ月前以降	会場基本使用料の全額

### ■反社会的勢力の排除

利用者は次の各事項を確約するものとする。

- ①利用者が暴力団・暴力団関係企業・総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ②利用者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれに準ずる者をいう）が「反社会的勢力」ではないこと。
- ③「反社会的勢力」に自己の名義を利用させこの契約を締結するものではないこと。
- ④利用者または第三者を利用して以下の行為をしないこと。

# AKIBA\_SQUARE

暴力的な要求行為、法的な責任を越えた不当な要求、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて業務を妨害する行為、本施設または本施設の周囲において著しく粗野若しくは乱暴な言動または威勢を示すことにより他の施設利用者付近の住民または通行人に不安を覚えさせる行為、その他、これらに準ずる行為。

## ■利用承認及び契約の取消し

次の事項に該当する事態が発生した場合、利用期間前、期間中を問わず、本利用承認及び契約の取消し又は利用停止を行うことができるものとする。尚、以下の事由による利用の取消し等の結果、損害が生じる場合であっても、当施設は一切の責任を負わないものとする。

- ① 当該施設利用案内「利用申込における制限」の各項に該当する。
- ② 利用申込書に虚偽の記載があったとき、又は利用時の内容が承認を受けた内容と著しく異なることが認められたとき。
- ③ 利用を承認された場所以外で作業や催物を行ったとき。
- ④ 災害その他の不可抗力によって、当施設の利用が困難となったとき。
- ⑤ 当施設利用マニュアルの内容を遵守しなかったとき。  
(ア)利用規則の条項に反し当会場の要求にもかかわらずこれに従わなかった場合。  
(イ)所定の期日までに利用料金の支払がされなかったとき。

※利用制限をお守りいただけない場合は催事の即刻中断、中止とさせていただきます。

## ■施設の返却

利用終了後は当施設等を現状に復し、引き渡すものとする。

尚、利用に起因する施設及び設備等の損傷・紛失等が生じた場合は、主催者の責任において速やかに原状復帰するものとする。

## ■免責

利用期間中に発生した事故及び盗難、損傷等に関し、当施設は一切の責任を負わないものとする。

## ■その他

契約書に定めのない事項、契約書の定めにて疑義が生じた場合及び契約書の内容を変更しようとする場合には、民法その他所法令の定める他、協議の上決定するものとする。

2017年10月現在  
アキバ・スクエア事務局